

福岡県公報

令和3年9月14日
第 233 号

目 次

告 示 (第799号 - 第808号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4

公 告

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5

- 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬 務 課) 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 6
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

公安委員会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 8

告 示

福岡県告示第799号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		塔 瀬 十 字 路 小 郡	前	朝倉市荷原2548番先から 朝倉市荷原2549番1先まで	7.0 ～ 7.2	59.8
			後	朝倉市荷原2548番先から 朝倉市荷原2549番1先まで	8.0 ～ 8.5	59.8

福岡県告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速度印刷
[作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-531-1766

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	須磨園 南原曾根 線	前	京都郡苅田町大字鋤崎691番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎149番1先まで	10.0 ～ 12.0	148.0
			後	京都郡苅田町大字鋤崎691番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎149番1先まで	10.0 ～ 14.3	148.0

福岡県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須磨園 南原曾根 線	京都郡苅田町大字鋤崎691番1先から 京都郡苅田町大字鋤崎149番1先まで

福岡県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	瀬 高 久留米 線	前	筑後市大字富久69番先から 筑後市大字富久131番先まで	10.1 ～ 46.4	167.1
			後	筑後市大字富久69番先から 筑後市大字富久131番先まで	10.1 ～ 46.4	167.1

福岡県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	一般 国道	322号	前	三井郡大刀洗町大字鷓木47番6先から 三井郡大刀洗町大字下高橋1097番1先まで	12.5 ～ 14.0	220.4
			後	三井郡大刀洗町大字鷓木47番6先から 三井郡大刀洗町大字下高橋1097番1先まで	12.5 ～ 14.0	220.4

福岡県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡新宮町大字的野768番8先から古賀市青柳479番1先まで

福岡県告示第805号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町大淵字堂ノ前5920の1、5920の4、5922、5923、5926の1、5929、5930の1、5930の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第806号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
豊前市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	200号	前	飯塚市桑曲213番12先から 飯塚市桑曲216番16先まで	7.8 ～ 33.0	48.0
			後	飯塚市桑曲213番12先から 飯塚市桑曲216番16先まで	7.8 ～ 35.0	48.0

福岡県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
久留米	県 道	久留米 小 郡 線	前	小郡市福童3335番3先 から 小郡市三沢2963番1先 まで	6.0 ～ 44.0	5736.5	うち一般国 道500号重 用延長205.9 メートル
			前	小郡市福童3335番3先 から 小郡市三沢2963番1先 まで	6.0 ～ 44.0	6531.8	うち一般国 道500号重 用延長782.4 メートル
			後	小郡市福童3335番3先 から 小郡市三沢2963番1先 まで	12.0 ～ 44.0	5828.2	

公 告

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
東プレ九州株式会社	久留米市田主丸町秋成 150番地	令和 3 年 9 月 1 日	令和 6 年 8 月 31 日まで

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川 2 期地区土地改良（農業用ため池整備）事業変更計画書の写し	令和 3 年 9 月 14 日から 令和 3 年 10 月 14 日まで	みやま市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

宮若市金生土地改良区

令和 3 年 9 月 1 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
善道寺町飯田土地改良区	令和 3 年 9 月 1 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
善道寺土地改良区	令和 3 年 9 月 1 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
八女筑後地区土地改良区	令和 3 年 9 月 1 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営三十六地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 3 年 9 月 14 日から 令和 3 年 10 月 14 日まで	糸島市役所 第一別館 産業振興部農林水産課内

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後北部土地改良区	令和 3 年 9 月 1 日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サンリブ久留米

(2) 所在地 久留米市野中町1411番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
福岡大同青果株式会社	グッデイ周船寺店 糸島市高田四丁目16番1号

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第116号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同

条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準及び標準処理期間の公布日

令和3年9月3日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ筑後野町店

(2) 所在地 筑後市大字野町字道山410番外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年5月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,485平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	60
合計	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地南側	14
合計	14

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	50.0
合計	50.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地北側	7.08
合計	7.08

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社成田美装センター

久留米市青峰一丁目8番17号

代表取締役 吉富 慎一

2 施設の種別及び処理能力

廃プラスチック類、木くず及びガラスくず等の破碎施設

廃プラスチック類 一日当たり 37.9 t

木くず 一日当たり 47.8 t

ガラスくず等 一日当たり 74.9 t

廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等及びがれき類の破碎施設

廃プラスチック類 一日当たり 50.4 t

木くず 一日当たり 59.4 t

ガラスくず等 一日当たり 57.6 t

がれき類 一日当たり 53.3 t

- 3 設置場所
大牟田市健老町460番
- 4 指定地域
大牟田市健老町の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。
- 5 縦覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 縦覧の期間
令和3年9月14日から同年10月14日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
久留米市善道寺町木塚与田土地改良区	令和3年9月3日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年9月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町鍋田二丁目391番9、391番11から391番26まで及び1412番1から1412番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区金田一丁目5番2号

株式会社シー・ディー・エフ

代表取締役 古川 昭彦

公安委員会**福岡県公安委員会告示第189号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和3年9月14日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場	所	審査種別
令和3年10月18日（月曜日）	午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	ベストアメニティ天神ビル	
令和3年10月19日（火曜日）	午前9時00分から午後3時00分まで	技能	福岡県指定自動車学校協会		
令和3年10月25日（月曜日）	午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市西区姪の浜一丁目1番67号	姪浜ドライビングスクール	大型二輪及び普通二輪免許

令和 3 年 10 月 26 日（火曜日） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	遠賀郡遠賀町大字今古賀 81 番地の 5 おんが自動車学校	普通及び普通二種 免許
令和 3 年 10 月 27 日（水曜日） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで	北九州市門司区大字畑 120 番地 アイルモータースクール門司	大型、中型、準中 型、大型特殊、牽 引、大型第二種及 び中型第二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第 17 条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和 3 年 10 月 8 日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）に規定する県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和 3 年 10 月 7 日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号イからハマまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所 在 地 福岡市南区花畑四丁目 7 番 1 号
電話番号 092-566-2892